ASBJ

第 580 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-4
日付	2026 年 6 月 29 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 258 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 258 回金融商品専門委員会（2026 年 6 月 24 日開催）において、金融資産の減損に関する設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）に関する検討及び公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）に関する検討）

2. 資料(2)-1 第 28 項に新規貸付けとの記載があるが、その他要注意先に区分された以降に既存のローンを購入した場合も含まれるのであれば、「新規貸付け等」とするか、「発生の認識」を用いた表現に変更する方が良いと考える。

3. 資料(2)-1 第 28 項について、その他要注意先の債務者に係る債権の反証に関して、債務者単位の反証可能な事例が記載されることは銀行業界にとって非常に有用である。

4. 資料(2)-1 第 29 項のコメント対応表 3-1.29)における「期末時点で 30 日延滞が発生していない債権はSICRなしとみなすといった簡便的な方法も可能である旨を示していただきたい。」とのコメントに関して、30 日以上延滞は旧金融検査マニュアルを活用していた当時も実務で利用されていた債務者区分を正常先から要注意先に引き下げる目安であり、補足文書に記載してもよいと考える。補足文書に記載することが難しい場合は、例えば、「期末時点で 30 日延滞が発生していない債権は SICR なしとみなすことに関して、個社の判断を否定するものではないが、補足文書に数量的な基準を明示することは適切でないと判断したため、含めなかった。」というように、コメント対応の表現を検討頂きたい。

5. コメント対応表 9.3)について、IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めについてどこまで記載するかは難しいと考えられるものの、貸倒実績率に基づく予想信用損失の算定は実務への影響が非常に大きいため、日本の企業が参考にできる内容を補足文書に含めることを検討頂きたい。

6. コメント対応表 9.3)及びコメント対応表 9.5)に関して、現行の銀行実務では、貸倒実績率については移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の設例 12 を、DCF 法については日本公認会計士協会が公表している「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（ＤＣＦ法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（以下「監査上の留意事項」という。）を参考としている場合が多い。このため、これらについて、削除せず何からの形で残すことを検討頂きたい。

7. コメント対応表 9.5)に関して、監査上の留意事項については、日本公認会計士協会と連携して補足文書として取り込むか、日本公認会計士協会の文書として残すかを協議頂きたい。この点、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」について、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表された際に所要の改正が行われている先例があると理解している。例えば、米国基準のように、予想信用損失の算定方法の例示として DCF 法、PDLGD 法又は貸倒実績率法があることを会計基準に記載し、日本公認会計士協会の監査上の留意事項に何らか残していただくこともご検討頂きたい。

（公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案）

一部の金融商品について予想信用損失モデルの適用対象外とすることを求めるコメント

8. コメント対応表 2.3)について、IFRS 第 17 号「保険契約」を日本基準に取り入れる決定がなされていない状況において、これを前提とした対応ができないことは現時点においてはやむを得ないと考える。一方、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」とする。）の取入れについての議論を先行させることによって起こり得る不整合については、引き続き金融商品専門委員会や保険契約専門委員会において継続的に議論したい。

貸借対照表価額の定めについてのコメント

9. コメント対応表 4.4)について、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）において金利相当分の影響を調整する際に用いられる割引率を約定金利相当の率として取り扱うことができると考えられることを結論の背景において明確化することについて感謝する。

償却原価法についてのコメント

10. コメント対応表 4.29)について、IFRS 第 9 号の条件変更の要求事項を明確化するプロジェクトが進行中であるため、取り入れないとの判断について同意する。一方、将来、IFRS

第 9 号の内容を我が国の会計基準に導入するか検討する際は、実務上の負荷に配慮頂きたい。

収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料についてのコメント

11. コメント対応表 4.34)について、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料の要件として、「対応する役務に照らして、設定された手数料が不合理ではない」とする案 2 の方が、実務上、要件を満たす範囲が広がると考えられるため、案 2 を支持する。

12. コメント対応表 4.34)の案 2 の「手数料が不合理ではない」との表現について、「手数料水準は不合理とは認められない」等の表現に変更することを検討頂きたい。

融資関連手数料の取扱いについてのコメント

13. コメント対応表 4.48)について、第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）において申し上げた意見に対応した修文について感謝する。一方、コメント対応（案）の「前段の収益認識会計基準は顧客との契約に係る契約締結活動に関する取扱いを示しているのに対し、後段の金融商品実務指針案は金融商品に関する契約と切り離した手数料に関する取扱いを示している点において異なると考えられる。」は後続の文章に繋がらないため削除する方がよいと考える。

14. コメント対応表 4.48)について、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」に準じて会計処理する場合、契約締結に係る諸業務は、原則として独立した履行義務にはならず、収益は契約期間にわたって配分されることとなると考える。一方、移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」第 293-3 項においては契約締結に係る諸業務に対応する手数料について、一時点で収益を認識する場合があるとしており、コメント提出者はこの点についてコメントしていると考えられる。このため、コメントへの対応には、どのような場合に一時点で収益を認識することができるか記載する必要があると考える。

当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報についてのコメント

15. コメント対応表 5.12)の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額について、公開草案から特段の対応を行わないとすることに賛同する。

16. コメント対応表 5.19)について、コメント対応（案）に記載のとおり、本プロジェクトは予想信用損失モデルを導入することに主眼を置いており、表示についてはこれまでの取扱いを踏襲することは理解している。一方、貸借対照表や損益計算書の表示については、

国際的な会計基準より複雑なものになっており、調整の負担が生じていると考えられるため、今後検討する機会があるか確認したい。

営業外収益としての表示区分についてのコメント

17. コメント対応表 7.11)について、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」の設例 9-2 においては「未払利息」との勘定科目が示されていることから、リース負債から生じる未払利息をリース負債として計上することはできないと解釈されるという懸念をコメントは示していると考える。この点、リース負債から生じる未払利息をリース負債として計上することがあり得るという前提によってコメント対応（案）を記載しているのか確認したい。

範囲についてのコメント

18. コメント対応表 8.3)について、IFRS 会計基準を適用した企業の個別財務諸表において、子会社宛の債権に対し厳密に予想信用損失モデルを適用することは負荷が大きい。また、子会社宛の債権は連結決算において消去されるため、有用性及び実務負担という観点で相応のハードルがあると考えている。このような観点も踏まえ、「公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていない」との表現について再検討頂きたい。

償却原価法についてのコメント

19. コメント対応表 8.24)について、「これらの改正のうち、」以降の文章が長いため、読みやすさの観点から、「予想信用損失を反映する方法が導入されており、」の後に句点を入れ、文章を区切ることを検討頂きたい。

その他のコメント

20. コメント対応表 4.19)、コメント対応表 4.41)、コメント対応表 6-2.2)、コメント対応表 8.19)及びコメント対応表 8.21)について修正した内容に賛同する。

（その他）

21. 先日、金融庁が公表したローントレーディングの特定取引取扱いの明確化と現在検討している会計基準に関連して、金融庁とどの程度連携されているのかを教えていただきたい。

以　上